

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。また、ミッションスクールとして「隣人への愛」を説く本校にあって、あってはならない行為である。

本校においては、これまでもいじめの防止・根絶に向けた対策として、生徒支援部とスクールカウンセラーの連携と組織体制の構築をはじめ、生徒が主体となる授業づくり、学校行事・部活動を重視した人間関係作り等の未然防止の取り組みや、生活アンケートの実施の早期発見の取り組み、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢での早期対応の取り組みを進めてきた。

しかしながら、近年、スマートフォン等を通じてのインターネット上のコミュニケーションに係るトラブルが発生するなどの課題も見られた。こうしたことから、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取り組みの視点に「重大事態への対応」を加え、取り組みの更なる充実を図るとともに、全教員に迅速に情報を共有し、必要な場合は外部専門家や関係機関との連携を一層強化することにより、本校におけるいじめ防止等の対策が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「山口県いじめ防止基本方針」を参酌して「梅光学院中学校・高等学校いじめ基本方針」を定める。

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

いじめの定義

いじめとは、生徒等に対して、当該児童等が在籍する等当該児童等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

1 いじめとは

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、全教職員が参加する職員会議で議論・検討し、表面的・形式的にならないよう、いじめられた生徒の立場に立って行う。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、いじめた生徒への教育的な配慮やいじめられた生徒の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応をとる。

2 いじめの防止に係る基本的考え方

生徒等は、いじめを行ってはならない。（法第4条）

（1） いじめの防止

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑劣な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、すべての生徒を対象とした「人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取り組みを総合的かつ効果的に推進し、家庭や地域、関係機関等との連携・協働の下、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育む教育活動を行う。

（2） いじめの早期発見・早期対応

いじめは構造的に見えにくい一面があることから、生徒の些細な変容について、関わるすべての教職員が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期のいじめの認知に努める。

いじめを認知した場合には、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、梅光の生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行う。

いじめの発見・通報を受けた場合には、担任や教科担当、部活動顧問等、担当教職員が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報の共有を基に、職員会議を検討の場の中核として、全校体制でいじめの解決に向けて取り組む。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。梅光の生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えが合った場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある場合には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた梅光生徒の安全を確保する。

（3） 家庭や地域との連携

梅光生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかり関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、相談窓口等の周知、必要な場合は学校評議員等各関係者に積極的に協働を図る。

(4) 関係機関との連携

いじめの問題の対応においては、関係の生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。

平素から、警察、児童相談所、地方法務局、学事文書課と定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制の更なる充実に努める。

II いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する事項

(1) いじめの防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取り組みを統括する組織として、執行部会（校長・教頭・主幹教諭）にその役割を置く。また基本的な情報共有や取り組みに関しては職員会議にて全教職員で情報を共有し、評価・検証等を行い、恒常的に改善を図る。

○執行部会

事案の発生時に緊急会議等を行う

・構成

管理職（校長・教頭・主幹教諭）、

・役割

◇学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・改善

◇いじめの相談・通報の窓口

◇いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携

○生徒支援部会

定例会議、事案発生時に緊急会議等

・構成

生徒指導部主任、生徒指導担当教員・その他適任と判断される教職員等

◇いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有

◇いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、関係生徒への生徒指導 等

◇アンケート調査の実施・結果の分析・対策の検討

(2) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。お互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

(3) 豊かな心を育む教育の推進

・梅光生徒の一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和の取れた「いきる力」の核となる

豊かな人間性を育むため、教育活動全体を通して、道徳教育を充実させる。

・いじめの未然防止に向け、生徒の規範意識を醸成するため、「きまり」「節度」「礼儀」を重視した

取り組みを具体的に行う。

・社会貢献のあり方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方や振る舞い方等を学ぶため、地域清掃活動等のボランティア活動を充実する。

2. いじめの防止等のために実施する具体的な取り組み

本校におけるいじめ防止等の取り組みが体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、別に示す「年間計画」により、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策を行う。

未然防止（いじめの予防）

（1）生徒指導体制の充実・強化

・教職員の資質能力の向上に向け、スクールカウンセラー等と連携しながら、積極的に事例発表や教育相談等のいじめ防止等に向けた校内教職員研修を実施する。

・すべての生徒の能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助を行うカウンセリング体制の充実に一層努

めるとともに、友人関係や学校生活における満足度などをはかる Hyper-QU を活用するなどの取り組みを行い、

生徒理解に努める。

・中高の切れ目のない支援体制を構築するため、中高連携を促進し、学校相互間の情報共有に努めるとともに、一貫したいじめの防止等の対策に取り組む。

（2）教育体制全体を通じた取り組み

・自ら考え、判断し、表現する学習活動を通して学びあい、学習内容を深めていくことができる、授業づくりに努める。

・梅光での毎朝の礼拝〔チャペル〕を通じて生徒の心の教育を行い、豊かな心を育み、人のために使える生徒を育てていく。

・生徒が、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、学級活動・ホームルーム活動をはじめ、学校行事、児童会・生徒会活動、クラブ活動等において、内容・方法等を改善する。また、いじめの防止・解決に向けた生徒の主体的な取り組みを支援する。

・学校行事やボランティア活動に重点的に取り組み、思いやりの心や社会性を育む。

・部活動においては、顧問教員等の指導の下、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなどの自己指導能力の育成を図る。

（3）家庭・地域との連携

・いじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携が必要であるため、日頃から信頼関係づくりに努める。

・警察等の関係機関と協議する機会を設け、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。

・梅光生徒の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。

早期発見〔把握しにくいいじめの発見〕

(1) 校内指導体制の確立

- ・「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちながら、保護者と緊密に連携し、定期アンケート、各学期の個人面談に取り組むとともに、全教員できめ細かく生徒を見守る体制をつくる。
- ・開かれた保健室づくりの取り組みを行う。

(2) 家庭・地域との連携

- ・学校に寄せられる保護者や地域からの意見を課題把握に生かし、共に考え、生徒のためにいじめを解決していく姿勢を明確に示す。

早期対応〔現に起こっている本校の体制〕

(1) 早期対応のための本校の体制

- ・いじめを認知した場合は、担当教職員が抱え込むことなく、速やかに情報の共有と事実関係〔時・場所・人・態様等〕の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携し、執行部会を中核として、全校体制で解決に向けて取り組む。

(2) いじめへの対応

- ・いじめられている生徒を守り向くとともに、いじめられている生徒に対しては、懲戒も含め毅然とした姿勢で対応する。
- ・学校内に「いじめは許されない」という雰囲気づくりに努めるとともに、周りではやしたてる生徒や、見て見ぬふりをする生徒の心のケア、いじめている生徒の内省を促す支援等、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関との連携を図る。
- ・インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対しては、いじめを受けた生徒からの申し出を精査する過程で、書き込み等を印刷又は写真撮影しておくなど、記録をとる。
- ・いじめられている生徒の保護者との面談の時間を設定し、教員が保護者と一緒に考え、生徒のためにいじめを解決していく。
- ・いじめている生徒の保護者へは、「いじめは絶対に許されない」との認識の下、いじめの解消に向け取り組みことを伝えるとともに、生徒のよりよい成長のために協力を依頼する。

(3) 地域・関係機関との連携

- ・日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決にあつたては、地域の積極的な協力を得る。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」〔平成16年4月施行〕による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」〔平成22年11月策定〕に基づき、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

3 重大事態への対応

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき〔生徒が自殺を企画した場合等〕

○いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき〔年間 30 日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合は学校又は学校法人の判断で重大事態と認識する。〕〔法 28 条〕

* 児童生徒やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、学校は重大事態が発生したものとして真摯に対応する。

いじめの根絶に向けた未然防止の取り組みが重要であるが、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態にあたるか否かを、執行部会において判断するとともに、速やかに学事文書課に報告し、前掲「早期対応」と同様、いじめられている児童生徒への心身の安全の確保を優先し、いじめの解決に向けた取り組みを行う。

また、外部専門家とも連携しながら、執行部会を母体に調査委員会を設置し、迅速・的確かつ組織的に対応する。

Ⅲ家庭・地域・関係機関との連携

いじめの問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要であり、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、保護者とも相談を図る。

また、生徒・保護者の不安や悩み等を受け止めると共に、地域とも協働を図るため、本校の相談窓口（教育相談）や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

梅光学院中学校・高等学校

代表 083-227-1200

(1) 本校の相談窓口（教育相談）

(2) 関係機関の相談窓口

○こどもの人権 110 番〔山口地方法務局〕	0120-007-110
○いじめ 110 番（やまぐち総合教育支援センター）	083-987-1202
○サイバー犯罪対策室〔山口県警本部〕	083-922-8983
○ヤングテレホン・やまぐち〔山口県警本部〕	0120-49-5150
○ふれあい総合テレホン（やまぐち総合教育支援センター）	083-987-1240
○ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター）	soudan@center.ysn21.jp